

ユーカリが丘二丁目子ども会会則

（前文）

ユーカリが丘二丁目子ども会と育成会は、会の円滑な運営と活発な活動を図るため、子ども会・育成会は、二丁目全体を対象に会を組成するものとします。

第1条（会の名前）

わたしたちの会は、ユーカリが丘二丁目子ども会とよびます。

第2条（対象）

わたしたちの会は、ユーカリが丘二丁目に住んでいる小学生をもって、メンバーとします。

第3条（目的）

わたしたちの会は、遊びや活動を じて、学年を問わず、みんなで仲良く交流します。

第4条（役員）

わたしたちの会は、次の役員をおき任期は1年とします。ただし、再任は妨げません。

1. 会長
2. 副会長
3. 書記

第5条（役員の任務）

わたしたちの役員は、次の任務をします。

- (1) 会長は、この会を代表し、まとめ役となります。
- (2) 副会長は、会長を助け、時には会長の代理をします。
- (3) 書記は、主に子ども会の回覧を作ります。

第6条（役員の選出）

わたしたちの会は、みんなで選出します。

第7条（経費）

わたしたちの会の経費は、次によってまかさないます。

- (1) 自治会の助成金
- (2) 資源の回収代金
- (3) 資源回収協力報償金
- (4) その他

第8条（会則の変更）

わたしたちの会の会則は、総会を開いて、あらためることができます。

附 則

1. この会則は、平成4年4月18日より施行する。
(平成17年4月2日総会で一部改正)